

徳島県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月8日

徳島県監査委員  
 近岡大原福  
 藤崎寺山  
 光悦健徹博  
 男夫司臣史

監査結果の公表年月日		令和3年11月16日	
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置	
(1) 収入で調定漏れとなっているもの	<p>&lt;水産振興課&gt;                      行政財産の貸付に際して使用者が負担すべき経費の調定ができず，経費が徴収されていないものがある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は，令和元年11月，事業者に対し，大型コンクリート水槽2基を貸付け，施設使用料を納付させていた一方，負担させるべき光熱水費を必要ないと誤認し，請求していなかったものである。                      今回の指摘を受け，直ちに当該事業者に事情を説明し，理解を得た上，契約書に光熱水費の積算方法を記載し，過年度分（令和元年11月～令和3年3月）の光熱水費を納付させ，令和3年4月以降分は，次年度に光熱水費を一括して請求することとした。                      再発防止策として，契約事項については，チェックリストを作成し，それに基づき，契約履行状況を副課長が最終確認することで，組織的な確認の徹底を図った。                      今後とも，同様の事案が発生しないよう，組織的な確認と適正な事務の執行に努めたい。</p>	
(2) 収入の徴収時期で適切でないもの	<p>&lt;次世代育成・青少年課&gt;                      前年度の監査に引き続き，行政財産使用料において，使用開始前に全額を納付させるべきであるにもかかわらず，納付が使用開始後となっているものがある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は，各納入義務者に対し，使用開始前までに2週間以上の期間を設けて通知したが，各納入義務者の支払締め日等事務の流れにより，納付が間に合わなかったことなどによるものである。                      当該事案では，納入義務者が納付に必要な期間を確保するため，使用許可に係る一連の手続について早期から着手し，使用開始前の収納に努めることが必要であった。                      こうしたことから，課内において，当該事案における課題の共有を図るとともに，改めて発生防止のためのチェックシートの適切な運用や組織的なチェック体制の再確認について周知を図った。                      今後とも，同様の事案が発生しないよう，組織的な確認の徹底をはじめ</p>	

		め、適正な事務執行の確保に努めたい。
	<p>&lt;海部病院&gt; 前年度の監査に引き続き、行政財産使用料において、使用開始前に全額を納付させるべきであるにもかかわらず、納付が使用開始後となっているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、使用料算定に当たり、病院局から令和2年3月13日付で、事務連絡「県立病院の土地評価について」が示されたが、年度末の事務繁忙期に重なり、事務処理が遅れてしまったことや担当内の情報の共有が十分でなかったことなどのため、使用料の納付が使用開始後となったものである。</p> <p>今回の指摘を受け、病院局から当病院の土地評価額が示された後は、速やかに適正な事務処理を行うことはもとより、担当内で情報を共有し、相互にチェックの上、事務局次長が最終確認するよう徹底を図った。</p> <p>今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な事務執行に努めてまいりたい。</p>
(3) 調定に関する事務で適切でないもの	<p>&lt;東部県土整備局 徳島庁舎 &gt; 港湾施設の占用料及び使用料において、調定決議書が正しく作成されていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、港湾施設占用料及び使用料の調定決議書の事務作業において、減免措置の際に、減免に伴う調定事務手続の認識が不十分であり、また、担当内でのチェック体制も不十分であったことにより、調定決議書が正しく作成されていなかったものである。</p> <p>今回の指摘を受け、担当内で当該調定事務に係る問題点について情報共有を図るとともに、改めて適正な事務処理について周知徹底し、作業手順の再確認を行った。</p> <p>また、調定決議書作成の際には、担当リーダーを責任者とした複数人による多重チェックを行うことにより、組織的な確認を徹底することとした。</p> <p>今後とも、定期的に職員への確認及び周知徹底を行い、事務の適正な執行に努めてまいりたい。</p>
(4) 収入証紙に関する事務で適切でないもの	<p>&lt;警察本部会計課&gt; 会計管理者に対する収入証紙収納状況報告において、件数及び金額を誤って報告しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、自動車運転免許関係手数料を取りまとめる警察本部主管課の担当者が、警察署分の集計表について報告不要と誤認し、調定を行う他の警察本部の担当者もその誤認及び報告漏れに気付かなかったことに対する組織的なチェック機能が働かなかったために生じたものである。</p> <p>その報告漏れに伴い調定漏れとなった額については、令和3年度分の収納として令和3年6月17日に調定決議を行い、証紙収入特別会計から一般会計に繰り出した。また、適正な収入証紙事務の再徹底を図るため、不適切な処理の絶無を期すことのほか当該事務の重要性の認識及び徳島県収入証紙条例その他関係規程の遵守に関する本部長通達を全所属に対して発出した。</p> <p>今後は、同種事案が発生しないよう、チェックリストを活用した組織的な確認と適正な事務の執行に努めてまいりたい。</p>
(5) 未収金に対する措置が適	<p>&lt;運輸政策課&gt; 港湾施設使用料について、納付がないにもかかわらず、督促し</p>	<p>今回の事案は、港湾施設使用料について、「新・徳島県債権管理基本</p>

切でないもの	ていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	方針」では、原則、納期限経過後20日以内に督促状を発行することとなっているが、管理台帳の情報共有が徹底されず、督促状が発行できていなかったものである。 今回の指摘を受け、手続に係る適正な事務処理について周知徹底を行うとともに、再発防止として、管理台帳を担当内で常時共有し、担当者と担当リーダーによる相互チェックの上、担当リーダーが最終確認を行うよう徹底を図った。 今後とも、同様の事案が発生しないよう、組織的な確認と適正な事務の執行に努めたい。
--------	---	--

(6) 収入で未収となっているもの	<p>&lt; 東部県税局 徳島庁舎 吉野川庁舎 自動車税庁舎 &gt; 県税及び税外収入について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>県税の収入未済額の状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>令和2年度決算額</td> <td>665,654,469円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度決算額</td> <td>423,016,714円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>242,637,755円</td> </tr> </table> <p>税外収入の収入未済額の状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>令和2年度決算額</td> <td>20,934,585円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度決算額</td> <td>20,841,077円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>93,508円</td> </tr> </table>	令和2年度決算額	665,654,469円	令和元年度決算額	423,016,714円	増減額	242,637,755円	令和2年度決算額	20,934,585円	令和元年度決算額	20,841,077円	増減額	93,508円	<p>1 収入未済額の状況</p> <p>令和2年度の「県税」の収入未済額は、徳島市から過年度分の個人県民税調定額について2億2千万円の増額修正報告があったことや、新型コロナウイルス感染症対策の徴収猶予の特例制度で徴収猶予期限が翌年度になるものが、1億4百万円あったことなどにより242,637,755円増加し、665,654,469円であった。税目別では、市町村が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の62.2%、自動車税が7.1%と、この2税目で県税収入未済額全体の69.3%を占める状況であった。</p> <p>〔参考〕</p> <p>「個人県民税」の収入未済額 413,904,967円 (対前年度増減 134,137,564円)</p> <p>「自動車税」の収入未済額 47,351,949円 (対前年度増減 1,534,420円)</p> <p>また、「税外収入」の収入未済額は、20,934,585円であり、重加算金が97.7%を占める状況であった。</p> <p>2 講じた措置</p> <p>滞納となった県税等については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組むこととしている。</p> <p>個人県民税の徴収対策</p> <p>収入未済額の約6割を占める個人県民税の徴収対策として、平成29年度に創設した県と市町村の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と7市町(徳島市、小松島市、吉野川市、阿波市、松茂町、藍住町及び板野町)それぞれと協定を締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施している。</p> <p>特に税込規模の大きい徳島市との相互併任においては、滞納者宅の捜索・差押えを重点的に行うなど厳しい姿勢で臨んでおり、その取組の一環として、昨年度に引き続き「第4回合同公売会(徳島県・徳島市・小松島市・藍住町)」を令和3年11月に開催し、捜索により差し押さえた物品を売却して未納の徴収に充てた。</p> <p>なお、平成30年度に設置した「徴収対策プロジェクトチーム」において検討した徴収強化策、「相互併任制度(市町村派遣)」と「地</p>
令和2年度決算額	665,654,469円													
令和元年度決算額	423,016,714円													
増減額	242,637,755円													
令和2年度決算額	20,934,585円													
令和元年度決算額	20,841,077円													
増減額	93,508円													

方税法第48条による県への徴収引継」の併用に、令和元年度から「特別徴収義務者の一斉指定(全市町村)」を加えたことにより更なる徴収強化が図られた。

さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町村との「共同催告」や「県への徴収引継予告」による納税推進、差押え等の滞納処分を、市町村と連携、集中して実施した。

個人県民税以外の税目の徴収対策

自動車税をはじめとするその他の税目及び税外収入については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を実施して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組むこととしている。

また、7月から9月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進行管理に努めている。

### 3 今後の対応

これらの取組の結果、令和2年度決算額で665,654,469円であった県税の収入未済額は令和4年1月31日現在で391,959,704円となり、273,694,765円(うち不納欠損額47,061,390円)減少した。

また、同決算額で20,934,585円であった税外収入の収入未済額が、令和4年1月31日現在で18,085,022円となり2,849,563円減少した。

今後とも、納期内納付向上のための広報、早め早めの催告、適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施することで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努めたい。また、個人県民税については、市町村との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図りたい。

#### <中央こども女性相談センター>

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

#### 児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和2年度決算額	15,683,887円
令和元年度決算額	15,495,082円
増 減 額	188,805円

未納の当該負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、家庭相談員が文書や電話による督促、戸別訪問による納入指導、滞納者及び児童の新規入所時における保護者への制度の趣旨の十分な説明、生活困窮者への分割納付等個々のケースに応じた納付指導を行い、収入確保に努めた。また、令和4年1月に未収金対策会議を開催し、未収が続くおそれのある「現在入所中」の児童の保護者に重点を置いた徴収困難ケースを中心に担当者と世帯状況の確認や今後の対応について協議を行うとともに必要に応じて弁護士との協議を行い、個別対応を行った。

これらの取組の結果、令和2年度決算額で15,683,887円であった収入未済額が令和4年1月31日現在13,975,507円となり、1,708,380円減少した。

今後とも、このような取組を継続する中で、債務者個々の生活状況等

の把握に努め、分割納付などの適切な償還指導や相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

< 医療政策課 >

返納金（看護師等修学資金返還金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（看護師等修学資金返還金）の収入未済額の状況

令和2年度決算額	4,012,340円
令和元年度決算額	3,482,000円
増減額	530,340円

返納金については、「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、個別の償還指導等を行い、債務者の生活や資力状況に応じた償還計画に基づく償還に取り組んでいるが、経済的な事情等から一部償還が滞っている者については、引き続き、債務者及び連帯保証人の実情把握に努めている。

令和3年度においては、8月を債権回収強化月間に設定し、集中的に文書や電話による償還指導を行った。

その後も、継続して回収に取り組み、令和2年度決算額で4,012,340円であった収入未済額が、令和4年1月31日現在3,676,950円となり、335,390円減少した。

今後とも、継続的に償還がなされるよう、電話・自宅訪問による状況調査や督促を行うなど、一層の債権回収に努めるとともに、新規貸与に当たっては、返還免除の条件を満たさない場合の返還義務について、貸与者及び連帯保証人への周知徹底を行い、収入確保に努めたい。

また、現年度償還者が納期限を過ぎても入金しない場合には、速やかに文書や電話による納付指導を行うほか、資力等の問題がある場合には、債務者との相談の上、返還計画の見直しを行うなど、きめ細やかに対応し、新たな収入未済の発生防止に取り組みたい。

< 障がい者相談支援センター >

心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	4,992,180円
令和元年度決算額	6,721,530円
増減額	1,729,350円

未納の掛金については、「徳島県心身障害者扶養共済制度未収金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、経済的な事情からやむを得ず未納の掛金が発生した債務者（障がい者の保護者）の状況把握に努めるとともに、債務者の経済状況等に応じた個別の対応により収入確保に努めた。

1 新たな収入未済の発生防止に向けた取組

- (1) 定期的な収納状況の確認の継続により通常と異なる納付の状況が見られた場合には、早期に連絡を取り状況把握を行い、加入者との良好な関係づくりに努めた。現年分掛金支払中の者には、定期納付を促すことで収入未済の発生防止に努めた。
- (2) 新規加入希望者には、「重要事項説明書」を用いて本制度の仕組み・支給要件・脱退時の取扱いなどを説明し、十分な理解が得られるよう努めた。
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用による状況把握を行い、債権管理に努めるとともに、県内年金受給権者の生存確認を行い、死亡後の年金過払いを防止し、過払い金返納未済による未収金発生未然防止に努めた。

2 適切な債権管理による収入確保に向けた取組

- (1) 未収金ケース検討会（当センター・障がい福祉課）を令和3年6月

4日に開催し、情報の共有及び方針決定を行った。「未収金徴収マニュアル」及び「掛金未納者の年金等取扱要領」に基づき、継続的・計画的に未収金徴収に努めた。

(2) 督促文書は老齢年金等の年金支給月に合わせて隔月で送付し、各債務者の近況に合わせた手書きの手紙を添えることにより、定期納付を促した。また、注意喚起のため黄色い封筒を用いて納付書を同封するなど、送付方法も工夫した。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、訪問による督促を控え、電話や手紙による督促を重点的に実施し、適切な債権管理に努めた。

(4) 滞納期間や滞納額・生活状況等により掛金納付計画書の提出を求め、継続納付を促すとともに、すぐに納入することが困難なものについては、ワンコインを含む少額納付を認めるなど、債権管理を行った。

これらの取組の結果、令和2年度決算額で4,992,180円であった収入未済額が、令和4年1月31日現在4,199,530円となり、792,650円減少した。今後とも、引き続き、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努めたい。

< 東部保健福祉局 徳島庁舎 >  
 返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)の収入未済額の状況

令和2年度決算額	155,710,332円
令和元年度決算額	153,270,711円
増 減 額	2,439,621円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	145,470,547円
令和元年度決算額	154,320,076円
増 減 額	8,849,529円

- 1 児童扶養手当返納金の収入未済額の状況  
 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員が連携し、文書や電話での督促、戸別訪問(随時)による未収金回収に取り組むとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行った。  
 さらに、町村と連携し、定例払い前に、資格喪失事由の発生等を確認することにより、返納金発生未然防止と早期発見に努めた。  
 その結果、令和2年度決算額で4,117,670円あった収入未済額が、令和4年1月31日現在、4,042,070円となり、75,600円減少した。  
 今後とも、関係町村と連携し、債務者への就労支援をはじめ、必要に応じた分割納入の措置、計画的な返納指導等を行うとともに、受給者に対し、資格喪失や対象児童数の減等の届出を確実に行うよう周知・指導することにより、返納金発生未然防止に努めたい。
- 2 生活保護返納金の収入未済額の状況  
 生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促(催告)状の送付や電話、訪問等により未収金の回収に取り組むとともに、債権管理台帳に基づいた適切な債権管理を行うほか、組織としての情報共有を図った。  
 さらに、債務者が低所得の状態にあることから、一度返納金が発生すると回収が困難になる状況を踏まえ、保護開始時から制度の趣旨及び適正な収入申告義務に係る説明を徹底し、「申告義務遵守の確認書」に署名押印を求めるほか、保護継続世帯に対しては、「申告義務のし

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	16,120,701円
令和元年度決算額	17,247,120円
増減額	1,126,419円

おり」を活用し、定期的に収入申告義務に係る留意を求めることで、収入状況の適切な把握と返納金の発生防止に向けた取組を推進した。

その結果、令和2年度決算額で151,592,662円であった収入未済額が、令和4年1月31日現在で146,964,475円となり、4,628,187円減少した。

なお、1月15日から3月15日を「未収金回収強化期間」とし、地区担当者が2名1組となって債務者宅への訪問による督促を実施しているところである。

今後とも、管内町村、民生委員等関係者と連携し、債務者の生活状況の把握に努めるとともに、継続的な督促による未収金の回収と新たな返納金の発生防止への取組を進めたい。

3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

貸付金元利収入については、「母子父子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、訪問や電話、文書による償還指導を行った。滞納者に対しては、7月に督促状及び催告状、9月に連帯保証人に対する督促状を送付し、滞納金額の通知や期日を指定した納入の督促を行った。償還開始後間もなく未納となった者には、速やかに連絡を取り、早期の収納に努め、新たな未収金が発生しないよう指導を強化した。加えて、8月と2月に「貸付金償還指導強化週間」を設定し、夜間電話による督促を重点的に行い未収金の収納や債務者の状況把握に取り組んだ。一部の長期滞納者については、サービサー（債権回収会社）に収納を委託した。

未収金発生の未然防止対策として、貸付申請受付時に、担当者と母子・父子自立支援員による面接を行い、制度の趣旨や借受人・連帯保証人の責務等の説明を徹底するとともに、適正な償還を意識付けるよう指導を行った。

また、償還が開始される6か月前には、借受人の連絡先や現状の確認を行うとともに、1か月前には償還開始の通知を徹底するほか、口座振替による償還が確実となるよう引落口座を確認するなど、円滑な償還が開始されるよう取り組んだ。

さらに、残高不足等により口座引落ができなかった者については、口座再振替制度の利用を積極的に勧めることで、より確実な収納を図った。

その結果、母子福祉資金貸付金元利収入については、令和2年度決算額で145,470,547円であった収入未済額が、令和4年1月31日現在で133,332,984円となり、12,137,563円減少し、寡婦福祉資金貸付金元利収入については、令和2年度決算額で16,120,701円であった収入未済額が、令和4年1月31日現在で14,545,933円となり、1,574,768円減少している。

今後とも、市町村と連携し、適切な貸付実施による未収金の発生防止を図るほか、債務者に対しては、個々の状況に応じ、母子・父子自立支援員による各種相談や就労による自立支援にも取り組むとともに、償還困難事例については、「ケース検討会議」を開催し対策を検討するなど、引き続き未収金の縮減に取り組む。

<p>&lt; 企業支援課 &gt;          中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="474 336 958 507"> <tr> <td>令和2年度決算額</td> <td>1,206,011,147円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度決算額</td> <td>1,215,592,952円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>9,581,805円</td> </tr> </table>	令和2年度決算額	1,206,011,147円	令和元年度決算額	1,215,592,952円	増減額	9,581,805円	<p>当該貸付金については、「新・徳島県債権管理基本方針」、「徳島県中小企業高度化資金等債権管理マニュアル」に基づき、債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」）の状況を遅滞なく把握するとともに、償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。</p> <p>また、こうした取組をより効果的に行うため、徳島県未収金対策委員会や関連部会、各都道府県との合同研修等を通じて、庁内他部局や他自治体との債権回収手法等の情報共有、担当職員の知識・スキルの向上に努めている。</p> <p>さらに、長期償還中断先や、支払い能力があるにもかかわらず滞納している債務者等については、サービサー（債権回収会社）や弁護士といった専門家を最大限活用し、督促・回収を強化するとともに、法的措置を含めた積極的な債権回収を実施する等、適切な債権管理事務を行い、未収金の削減を進めてきたところである。</p> <p>こうした取組の結果、令和2年度決算額で1,206,011,147円であった収入未済額は、令和4年1月31日現在1,200,742,874円となり、5,268,273円減少した。</p> <p>今後とも、債権管理業務を効果的・効率的に遂行していき、未収金対策に万全の措置を講じてまいりたい。</p>
令和2年度決算額	1,206,011,147円						
令和元年度決算額	1,215,592,952円						
増減額	9,581,805円						
<p>&lt; 労働雇用戦略課 &gt;          雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="474 965 958 1136"> <tr> <td>令和2年度決算額</td> <td>7,984,557円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度決算額</td> <td>8,128,557円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>144,000円</td> </tr> </table>	令和2年度決算額	7,984,557円	令和元年度決算額	8,128,557円	増減額	144,000円	<p>当該貸付金は、債務者である協同組合が既に解散しており、連帯保証人の別組合が返済を行っている状況である。</p> <p>この組合は、毎月12,000円の返済を確約していたが、平成29年9月返済分から、組合員の減少による財政悪化を理由に毎月10,000円の返済となっていた。</p> <p>このため、平成30年7月に、確約どおりの月12,000円の弁済等を求める通知文を手交するとともに、機会あるごとに納付を催告した結果、平成30年11月分から、再び月12,000円の返済が行われているところである。</p> <p>その結果、令和2年度決算額で7,984,557円あった収入未済額が、令和4年1月31日現在7,864,557円となり、120,000円減少した。</p> <p>今後とも、返済額については引き続き交渉を行い、早期の完済に向けた取組を強化してまいりたい。</p>
令和2年度決算額	7,984,557円						
令和元年度決算額	8,128,557円						
増減額	144,000円						
<p>&lt; 観光政策課 &gt;          雑入（財産処分に伴う補助金返納金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>雑入（財産処分に伴う補助金返納金）の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="474 1342 958 1410"> <tr> <td>令和2年度決算額</td> <td>6,744,191円</td> </tr> </table>	令和2年度決算額	6,744,191円	<p>返納金については、「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、債務者である県内事業者に対し文書や面談等により、未収金償還の督促・交渉を行った。</p> <p>債務者は、コロナ禍により経営が厳しく、一括返納が困難な状況にあるため、現在、当該事業者に対し、分割による返納計画を策定するよう、複数回にわたり催促しているところであるが、計画策定も難航している状況である。</p>				
令和2年度決算額	6,744,191円						



令和元年度決算額	0円
増減額	6,744,191円

収入未済額は、令和4年1月31日現在6,744,191円である。  
 今後、計画の提出があり次第、当該計画に基づき、着実に返納されるよう、適切に督促するとともに、必要に応じて財産状況の調査にも協力を求め、早期の全額返納に努めてまいりたい。

< 農林水産政策課 >  
 農業改良資金貸付金元金収入及び林業改善資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	13,945,216円
令和元年度決算額	14,075,216円
増減額	130,000円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	4,722,402円
令和元年度決算額	4,842,402円
増減額	120,000円

貸付金債権の保全と回収を図るため、徳島県未収金対策委員会における取組方針に基づき、職員間での回収状況の共有等による債権回収策の検討を行い、債務者等の営農状況や経済状況の実態を把握しながら、電話や面談等による督促を行った。  
 その結果、農業改良資金貸付金元金収入については、令和2年度決算額で13,945,216円であった収入未済額が、令和4年1月31日現在13,780,216円となり、165,000円減少した。  
 また、林業改善資金貸付金元金収入については、令和2年度決算額で4,722,402円であった収入未済額が、令和4年1月31日現在4,672,402円となり、50,000円減少した。経済的理由から支払額は少ないものの、償還は継続されている。  
 今後とも、収入未済額については、債務者や連帯保証人への電話や面談等を行うとともに、未収金の削減を促進するため、償還計画の見直しを指導するなど、債務者に対して強力で支払請求を行い、一層の収入確保に努めたい。  
 また、返済状況を踏まえ、未収金が削減されない場合には、必要に応じて担保権の行使や法的措置を行うなど、未収金対策に万全の措置を講じてまいりたい。

< 用地対策課 >  
 特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	534,277,428円
令和元年度決算額	534,827,428円
増減額	550,000円

令和3年4月から令和4年1月までの間、債務者に対し、会社訪問や面談等を通じて、未収金償還の督促・交渉を行ったが、今年度は償還がなされていない状況にあった。  
 債務者からは、新型コロナウイルス感染症等の影響により売上が減少しており、先行きが不透明で厳しい状況であると聞いているが、経営状況としては、平成30年度から令和2年度まで黒字を確保している。  
 こうした状況を踏まえ、弁護士等専門家に相談した上で、令和4年1月11日に催告書を送付したところ、令和4年1月25日に300,000円の償還があり、令和4年1月31日現在の収入未済額は、533,977,428円となっている。  
 今後とも、継続的な償還がなされるよう、引き続き、強力で督促・交渉を重ね、粘り強く回収に努めたい。

< 住宅課 >  
 住宅使用料、雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費）及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を

- 1 講じた措置
  - (1) 滞納初期段階での取組の強化

防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

令和2年度決算額	228,758,234円
令和元年度決算額	256,179,878円
増減額	27,421,644円

雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費）の収入未済額の状況

令和2年度決算額	26,265,021円
令和元年度決算額	26,265,021円
増減額	0円

敷金収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	939,900円
令和元年度決算額	911,400円
増減額	28,500円

滞納額が高額になるほど、滞納者は支払いが困難となり、結果的に滞納期間が長引く傾向にあるため、令和3年2月に改正した「徳島県営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱」に基づき、滞納初期段階での取組を強化し、滞納1か月での電話・文書による督促、滞納2か月での訪問納付指導、滞納3か月での文書催告、滞納4か月での呼出し指導、滞納5か月での再度の文書催告を徹底して実施し、新たな滞納の発生を抑制した。

(2) 高額滞納者に対する指導

家賃を支払う意識の低い入居者や納付指導に従わない悪質な高額滞納者に対して、連帯保証人を含め、納付指導を実施している。

令和3年2月以降の新規入居者に対しては、原則として、滞納6か月で公営住宅法に基づく明渡請求を行い、それにも従わない場合、家賃の支払及び明渡しを求める提訴を行うこととしている。

既存の入居者に対しては、対応の強化に伴う急激な変化に配慮し、令和5年度までの経過措置期間を定めて、順次、明渡請求を行うこととしている。

(3) 弁護士との連携強化

滞納事例には、自己破産・服役・行方不明・不正入居等様々な状況があるため、訴訟提起の際に代理人を依頼している弁護士との連携を深め、困難事例発生時には、法律関係の指導助言のもとに、早めに適切な対応ができるような体制とした。

(4) 福祉関係機関との連携

滞納者の状況（収入、年齢、障がいの有無、家族構成など）を分析し、「支払が困難な滞納者」に対しては、個別の事情に応じて、社会福祉協議会の窓口を紹介したり、各種の支援制度や生活保護制度を案内している。

2 今後の対応

県営住宅を退去後一定期間が経過した債権は、事実上回収が困難であるとして、昨年度から消滅時効の経過をもって債権放棄の議案提出を行い、不納欠損処分を実施しており、今後も同様の方針で対応していく。

また、新たな滞納の発生を防止する観点から、滞納が積みあがる前の早期の訪問督促や特別な事情がある方を対象とした家賃減額などの取組を進めつつ、明渡請求を前提とした滞納防止の取組を強化することで、より確実性の高い滞納対策にしっかりと取り組んでいく。

住宅使用料の収入未済額の状況

令和2年度末の収入未済額	228,758,234円
令和4年1月末現在の収入未済額	217,539,774円
収入済額	11,218,460円

雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金，借上公共賃貸住宅共益費）の収入未済額の状況

令和2年度末の収入未済額	26,265,021円
令和4年1月末現在の収入未済額	26,265,021円
収入済額	0円

敷金収入の収入未済額の状況

令和2年度末の収入未済額	939,900円
令和4年1月末現在の収入未済額	939,900円
収入済額	0円

< 東部県土整備局 徳島庁舎 >  
 港湾施設使用料について，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。

港湾施設使用料の収入未済額の状況

令和2年度決算額	5,450,605円
令和元年度決算額	5,861,590円
増 減 額	410,985円

- A社（令和2年度末未収金額4,025,740円）  
 当該未収金は，平成18年度から平成21年度までの野積場占用料が未収となっているものである。  
 同社は，現在休眠状態であり，県が差押さえている倉庫以外に財産はなく，未収金の回収が見込めない状況である。  
 平成26年1月に当該倉庫の公売を実施したが，落札者から公売代金の納付がなく，売却取消となった。このため，受領していた公売保証金から滞納処分費を控除し，残額を未収金に充当した結果，未収金額は，4,025,740円となっている。  
 平成30年3月に倉庫内部の動産を県が差し押さえ，同年12月に倉庫及び倉庫内の動産を一体として公売を実施したが，応札者がなく売却に至らなかった。不動産及び動産の差押えは，現在も継続中である。  
 なお，当該不動産等については，令和2年1,3,4月と3回，松茂町の町税滞納を引き継いだ徳島滞納整理機構が公売を実施したが，いずれも換価には至らなかったことから，同機構は，同年5月に参加差押を解除し，換価執行決定を取り消している。  
 県としてもこうしたことを踏まえ，換価が非常に難しいことから，不納欠損や換価の妨げとなっている動産の行政代執行も視野に，関係部局とも協議しながら，最善となる対応方針を検討してまいりたい。
- B社（令和2年度末未収金額153,250円）  
 当該未収金は，令和2年度（令和3年1月～3月）分の港湾施設占用料が納付期限までに納付されなかったものであるが，令和3年5月11日に全額納付されている。

3 C社（令和2年度末未収金額209,990円）  
 当該未収金は、令和2年度（令和2年12月～令和3年6月）分の港湾施設使用料が納付期限までに納付されなかったものであるが、令和3年5月13日に全額納付されている。

4 D社（令和2年度末未収金額1,061,625円）  
 当該未収金は、令和2年度（令和2年10月～12月）分の港湾施設占・使用料が納付期限までに納付されなかったものであるが、令和3年5月26日に全額納付されている。

以上のとおり、令和2年度決算額で5,450,605円であった収入未済額は、令和4年1月31日現在4,025,740円となり、1,424,865円減少した。  
 今後も引き続き、滞納者に対し適時適正な納付指導を行い、収入確保に努めたい。

<教育委員会事務局グローバル・文化教育課>  
 奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	118,648,710円
令和元年度決算額	124,728,720円
増減額	6,080,010円

徳島県奨学金貸付金の未収金については、「徳島県奨学金貸付金返還促進取扱要綱」及び「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき、「未収金削減強化月間」を3か月間設定し、「奨学金未収金対策チーム」を中心に、架電、文書等による積極的な返還指導及び督促を行うほか、サービサー（債権回収会社）に債権回収業務の一部を委託するなど、多角的かつ重層的な取組を行っている。

- 1 長期滞納者に対する重点的な督促  
 要綱等に基づき、12月に督促状の送付を行うとともに、指定期限を経過しても返還等を行わない者に対しては、2月に催告状を送付した。  
 また、対象者のうち、経済的な理由で一括返還が困難な者については、持続的な返還を行うことができるよう、返還計画書等を提出させた上での分割返還を積極的に認めてきたが、分納承認者についてはおおむね計画どおりの返還が継続している状況である。
- 2 所在不明者の住所の把握  
 住所変更の手続が行われていない場合は、架電及び住民基本台帳ネットワークシステムを利用することに加えて住民票等の請求により、速やかに現住所を把握し、早期の返戻書類の再送に努めた。
- 3 新規返還開始者に対する返還開始案内及び返還指導  
 新規返還開始者に対し、返還開始の案内及び早期の未収金の発生を防ぐため、文書に加え架電でも返還開始を案内し、対象となる者については返還猶予制度の説明を行った。  
 また、滞納の常態化を防ぐため、初回返還が未納となった者に対して、速やかに架電等による督促及び返還指導を実施した。
- 4 個々の状況に応じた細やかな返還指導  
 奨学生等が滞納状態に陥るのは病気等ある程度やむを得ない理由がある場合が多いことから、一方的な返還指導により返還意欲を削ぐことがないよう配慮しつつ、返還猶予制度や返還毎期額の減額等を説明

するなど、細やかな返還指導に努めた。

5 サービスの活用

返還が極めて困難な者に配慮した上で、令和3年5月から長期滞納者に対する債権回収業務を、長期的な視点からより有効な返還指導につなげるため長期継続契約によりサービスへ委託した。委託債権のうち、令和4年1月31日までに22,614,600円の未収金が回収された。

こうした取組の結果、令和2年度決算額で118,648,710円であった収入未済額が、令和4年1月31日現在85,493,280円となり、33,155,430円減少した。

今後も引き続き、効果的な取組を行うとともに、きめ細やかな返還指導により、収入未済額の縮減に努めたい。

< 教育委員会事務局人権教育課 >

教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和2年度決算額	290,075,228円
令和元年度決算額	293,251,844円
増減額	3,176,616円

当該貸付金の回収については、「新・徳島県債権管理基本方針」や「徳島県地域改善対策奨学金等貸付金債権管理マニュアル」に基づき、滞納者に対する督促状の送付や電話による納付指導を行ったほか、債務者との面談機会を増やすための相談窓口を開設時間の工夫等も図りながら、隣保館など県内延べ12箇所で開催し対応するとともに、庁内においても随時開設した。また、戸別訪問を行うなど、課員全体制で歳入確保に努めている。

さらに、各債務者に対しては、返還状況を詳細に説明し、より具体的な返還指導を行うことで、収入確保に取り組んだ。

加えて、返還免除を含む奨学金返還制度について一層の理解が得られるよう、令和3年度においても、「奨学金返還のしおり」について、わかりやすい内容で作成し、債務者に対して広く制度の周知を図ることで、新たな収入未済の発生防止に努めた。

その結果、令和2年度決算額で290,075,228円であった収入未済額が、令和4年1月31日現在では、283,035,448円となり、7,039,780円減少した。

今後とも、このような取組を継続する中で、債務者個々の生活の状況等を勘案しながら、分割納付など適切な償還方法の指導・相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

< 中央病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和2年度決算額に係る 令和3年5月末残額	131,858,015円
令和元年度決算額に係る	

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により早期回収に努めている。

長期滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない者に対し、法的措置として「支払督促」を実施しており、令和3年度には、1月31日までに718,000円を回収した。

さらに、平成29年度からは、回収が困難な未収金の回収業務を弁護士法人に委託しており、未収金の収入促進に向けて取組を強化している。その結果、令和3年度には、1月31日までに3,458,456円を回収した。

令和2年5月末残額	165,235,183円
増減額	33,377,168円

また、24時間会計の実施やクレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高めるとともに、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介することにより、未収金発生の防止に努めている。

これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の令和2年度決算額に係る令和3年5月末残額131,858,015円が、令和4年1月31日現在123,695,406円となり、8,162,609円減少した。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努めたい。

<三好病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和2年度決算額に係る 令和3年5月末残額	44,539,657円
令和元年度決算額に係る 令和2年5月末残額	57,857,076円
増減額	13,317,419円

未収金の回収については「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づいた処理（随時、文書、電話による督促）を行うとともに、未納者に対して分割納付・高額療養費制度等の活用について丁寧に説明するなど、早期回収に努めている。

長期未納者のうち督促を行っても支払に応じない者に対して、法的措置による「支払督促」の申し立てを行っており、令和2年度末までに38名に実施し、令和3年度には、1月31日までに、5名から518,000円を回収した。

さらに、平成29年度から回収が困難である未収金の回収業務を弁護士法人に委託しており、令和3年度には、1月31日までに6,868,024円を回収した。

また、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介を行うとともに、クレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高め、未収金発生の防止に努めている。

これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の令和2年度決算額に係る令和3年5月末残額44,539,657円が、令和4年1月31日現在37,597,173円となり、6,942,484円減少した。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施するなど、適切な債権管理に努めたい。

<海部病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和2年度決算額に係る 令和3年5月末残額	5,716,945円
--------------------------	------------

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により、早期回収に努めている。

さらに、平成29年度から、回収が困難である未収金の回収業務を弁護士法人へ委託しており、未収金の回収への取組を強化している。

その結果、令和3年度には、1月31日までに361,350円を回収した。

また、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介を行うと

	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度決算額に係る 令和2年5月末残額</td> <td>7,772,579円</td> </tr> <tr> <td>増 減 額</td> <td>2,055,634円</td> </tr> </table>	令和元年度決算額に係る 令和2年5月末残額	7,772,579円	増 減 額	2,055,634円	<p>もに、クレジットカード決済や出産育児一時金等の直接支払制度の活用等により患者の利便性を高め、新たな未収金発生防止に努めている。</p> <p>これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の令和2年度決算額に係る令和3年5月末残額5,716,945円が、令和4年1月31日現在5,016,005円となり700,940円減少した。</p> <p>今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については、継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努めたい。</p>
令和元年度決算額に係る 令和2年5月末残額	7,772,579円					
増 減 額	2,055,634円					
(7) 交付金に関する事務で適切でないもの	<p>&lt;安全衛生課&gt; 事業内容が変更になったにもかかわらず、交付金交付要綱に定める手続がなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、事業内容が変更になったにもかかわらず、変更交付に係る国・県間の往復文書の発出が不要となったことから県・市町間も準用できると誤認し、変更交付申請書を求めず、変更交付決定等の手続ができていなかったものである。</p> <p>これは、徳島県会計事務規則等及び交付金要綱等の手続等の確認が十分でなかったことに加え、その決裁時においても十分なチェックが機能しなかったことから生じたものである。</p> <p>今回の指摘を受け、課内で情報共有を図るとともに研修会を実施し、改めて規則・要綱等に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p> <p>また、再発防止策としてチェックリストを作成し、担当内において規則や要綱等の手続について相互に事前確認を徹底するとともに、少しでも不明な点があれば関係課に確認し、その結果を添付することとした。</p> <p>さらに、決裁時には、その事務処理が規則や要綱等に基づき適切に行われていることを、これまで以上に担当内の決裁者が的確に確認するとともに最終確認者を副課長と定め、より厳正に確認することとした。</p> <p>今後は、同様の事案が発生しないよう、定期的な事務手続の周知徹底及び着実なチェック体制により適正な交付金事務の執行に努めてまいりたい。</p>				
(8) 支出事務で適切でないもの	<p>&lt;薬務課&gt; 需用費にかかる支出負担行為において、1千万円以上の場合は部長が専決すると規定されているにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、新型コロナウイルス感染症拡大に係る国の優先供給スキームを使用し、手指消毒用エタノールを購入するにあたり、「支出負担行為決議書兼支出命令書」にて支出処理を行ったところ、1千万円以上の支出であるため部長決裁とすべきであったが、十分なチェックがなされず、課長決裁にて支出していたものである。</p> <p>今回の指摘を受け、直ちに課内会議を開催し、支出負担行為の際は、あらかじめ決裁区分の確認をするよう徹底したほか、副課長及び担当リーダーが決裁時に必ず確認するよう申し合わせを行い、対応策や確認すべき規定やマニュアル等についても情報共有を行った。</p> <p>今後とも、対応方針の周知徹底を図り、同様の事案が発生しないよう適正な事務の執行に努めてまいりたい。</p>				
	<p>&lt;東部県土整備局 徳島庁舎 &gt; 前年度の監査に引き続き、工事請負契約において、会計規則に定める合議の手続を経ずに支出負担行為額を変更しているものが</p>	<p>今回の事案は、公共工事等にかかる膨大な契約事務処理件数のうち、合議を必要とする案件は少数で、十分な内容確認ができていなかったこ</p>				

	<p>ある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>と、徳島県会計規則を始めとする関係法令の内容を正確に認識できていなかったこと等により、合議の手続を経ず支出負担行為額を変更していたものである。</p> <p>指摘を受けて、度重なる変更と除外規定の判断を同時に行う少数事案の契約手続においても適切な事務処理ができるよう、担当内で改めて関係法令等の確認・理解を周知徹底した。さらに、再発防止策として、新たに「契約業務チェックリスト」を作成し、事務マニュアルの充実を図るとともに、担当リーダーを責任者とした複数人による多重チェックを徹底することにより、適時適切な事務処理について実践することを確認した。</p> <p>また、本件事案については、庁内会議において、事案内容の周知と徳島県会計規則における関連箇所の再確認を行い、再発防止の徹底を図った。</p> <p>今後とも、同様の事案が発生しないよう、事務マニュアル等を十分活用するとともに、適切な支出事務等の処理について、随時、職員への確認及び周知徹底を行い、適正な事務の執行に努めたい。</p>
<p>(9) 契約事務で適切でないもの</p>	<p>&lt;職員厚生課&gt; 警備業務委託契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>本件指摘の事案は、予定価格が100万円を超え、少額の場合の随意契約によることができないにもかかわらず、随意契約を行ったものである。今回の指摘を受け、速やかに本件について課内で情報を共有し「随意契約ガイドライン」を改めて課内担当に配付し、適正な事務執行について周知徹底を図った。</p> <p>なお、令和3年度においては、予定価格が100万円を超過したことを確認し、指名競争入札により、委託事業者を決定している。</p> <p>また、本件指摘の事案が今後発生しないよう、「業務手順書（チェックシート）」を作成し、主担当と副担当のダブルチェックを徹底の上、副課長が最終確認するとともに、見積徴収伺い時には、業務手順書及び随意契約ガイドラインを添付するなどにより、適正な事務執行の確保に努めてまいりたい。</p>
	<p>&lt;東部県土整備局 吉野川庁舎&gt; 委託契約等において、契約書の作成を省略できる場合に該当しないにもかかわらず、契約書を作成していないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、本来契約書を作成すべきところ、事務処理における認識不足と確認不足が重なり、契約書の作成ができていなかったものである。</p> <p>再発防止を徹底するため、総務担当のみならず所属全体で問題意識が共有されるよう徳島県会計規則に係る研修を実施し、根拠法令や事務手続きについて再確認を行うとともに、既存のチェックリストに「契約金額が100万円を超える場合、契約書が作成されているか」の項目を追加した。</p> <p>また、契約事務に関する最終確認者を総務担当次長とし、上記チェックリストに基づく確認を担当内で徹底するなど、適正な事務執行に努めてまいりたい。</p>
	<p>&lt;企業局経営企画戦略課&gt;</p>	



	<p>前年度の監査に引き続き、委託契約において、契約書に定める手続を経ずに、受託業者から再委託された業者が業務の一部を行っているものがある。</p> <p>また、委託契約において、業務内容に変更が生じているにもかかわらず、変更契約を行っていないものがある。</p> <p>今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、委託契約における再委託に係る承諾手続について、契約書に定める手続を経ずに主任監督員により承諾を行っていたものと、設計業務委託契約において、当初見込まれていなかった工法へと変更したものの受注額への影響が生じなかったため、変更契約を行わないまま設計業務を進めたもの、いずれも契約事務に関する2件である。</p> <p>委託契約をはじめ契約事務の適正化については、毎年度当初に設計担当者説明会を開催し、周知徹底を行っているが、今回の事案を受け、局内で情報共有を図るとともに、改めて臨時的説明会を実施し、委託契約に係る再委託の取扱いと、「設計変更ガイドライン」等に基づく適切な契約変更手続について再徹底を行ったところである。</p> <p>また、再発防止策として、毎月2回実施している担当リーダー以上が参加する所内連絡会議で機会あるごとに周知するとともに、担当リーダーを責任者とし、担当者に加え、副課長・次長が適正処理されていることをチェックすることとした。</p> <p>なお、今年度発注業務については、一斉点検（令和4年1月）を行い、全ての業務について適正処理されていることを確認している。</p> <p>今後、同様の事案が発生しないよう、担当者、担当リーダーへの周知のみならず、管理職も含めた執行体制を構築することで、適正な事務執行に努めてまいりたい。</p>
	<p>&lt; 中央病院 &gt;</p> <p>空調機定期保守作業契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、病室等の空調機定期保守作業契約において、複数の事業者が実施可能で、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約を行っていたものである。</p> <p>契約事務にあたっては随意契約の必要性や要件について、主担当と副担当でダブルチェックを徹底し、適切な事務執行に努めてまいりたい。</p> <p>なお、当該契約については令和3年度から指名競争入札を実施しているところである。</p>
	<p>&lt; 警察本部会計課 &gt;</p> <p>特別管理産業廃棄物収集及び処分に関する業務契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、年度途中で支払金額が100万円を超え、少額の場合の随意契約によることができないにもかかわらず、随意契約を行ったものである。</p> <p>検視業務に伴い排出される血液等で汚染された防護衣や脱脂綿等の感染性廃棄物を処理するため、年度当初において専用容器1個あたりの処理単価により委託契約を行っていた。</p> <p>しかしながら、検視業務においては、御遺体の取扱数や1体の同業務に携わる職員数が不確定であること、また、御遺体の損傷が激しい場合には排出量が増大すること等の理由から、結果として最終の支出金額が100万円を超過することが続いていた。</p> <p>検視業務における感染防止対策の重要性は増加しており、排出する感染性廃棄物の減少は見込めないことから、支出見込金額の算定方法を見直し、令和4年度と同契約については一般競争入札により契約することとし、適正な事務の執行に努めてまいりたい。</p>
(10)工事に関す	< 東部県土整備局 徳島庁舎 >	

<p>る事務で適切でないもの</p>	<p>変更工事請負契約において、誤った積算単価により設計書を作成しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、変更工事請負契約において、変更設計書を作成する際に、積算システムにおける労務単価の夜間割増し設定を誤り、割増しが正しく反映されなかったため生じたものである。 今回の指摘を受け、庁内会議において情報共有を図るとともに、改めて積算システムでの操作方法について周知徹底を図った。 また、積算システムの設定単価が適正な単価になっているか確認するなど、担当者による確認を徹底するとともに、担当リーダーを責任者とした複数人による多重チェックを実施している。 今後とも、適時適正な指導を行い、適正な事務の執行に努めてまいりたい。</p>
<p>(11)文書事務で適切でないもの</p>	<p>&lt; 東部県土整備局 徳島庁舎 &gt; 前年度の監査に引き続き、公印を使用するときに公印管守責任者の検印を受けていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、契約締結の立案文書において決裁を受けた後、徳島県公印規程に定められた公印管守責任者の点検は受けたが、検印の押印がなされていなかったものである。 指摘を受けて、膨大な量の立案文書における公印使用の点検に際しては、当該業務に支障が生じないように、徳島県公印規程第6条第8項に基づき、公印の管守に当たる職員を複数指定し、責任を持って当該業務にあたらせることとした。 さらに、徳島県公印規程及び関連通知に示されている決裁文書等の点検等の手順について周知徹底するとともに、公印管守責任者等は、点検の際に検印漏れがないことを再度確認し、各職員においても、それぞれの事務処理段階において検印漏れがないことを確認するよう、周知徹底した。 今後とも、事案内容と対応方針の周知徹底を図り、公印の適正な管理に努めたい。</p>